

# 関西学生バドミントン連盟規約

## 第 1 章 名称、組織、本部及び設立日

- 第 1 条 本連盟は関西学生バドミントン連盟と称する。
- 第 2 条 本連盟は、本部を兵庫県神戸市東灘区向洋町中 9-4 甲南大学スポーツ・健康科学教育研究センター鶴木研究室に置く。
- 第 3 条 本連盟は大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の府県の大学のバドミントン部をもって組織する。
- 第 4 条 本連盟は関西地区学生バドミントン競技の総括代表団体として、全日本学生バドミントン連盟に加盟する。
- 第 5 条 本連盟の設立日を昭和 25 年 7 月 6 日とする。

## 第 2 章 目的

- 第 6 条 本連盟は、関西における学生バドミントン競技を総括代表し、学生バドミントン競技の健全なる普及発展を図るとともに、学生の競技力とフェアプレイ精神の向上に努め、学生相互の協働性・社会性の育成を図り、ひいては地域との連携や国際親善に寄与することを目的とする。

## 第 3 章 加盟及び登録資格

- 第 7 条 1. 本連盟に加入できる大学は文部科学省令による大学及び短期大学(以下これを大学と称する)とする。但し、通信課程の学生を除くものとする。
2. 分校を設けている大学は、これを独立した大学とみなすこともできる。
3. 男女別の 2 部を設けている場合は 2 加盟団体とする。

## 第 4 章 役員

- 第 8 条 本連盟には次の役員を置く。

### 【役員】

- ①会長・・・・・・ 1 名  
②副会長・・・・・・ 4 名  
③事務局長・・・・・・ 1 名  
④執行役員・・・・・・ 若干名

### 【学生役員】

- ⑤委員長・・・・・・ 1 名  
⑥副委員長・・・・・・ 2 名  
⑦書記・・・・・・ 1 名

- ⑧書記補佐・・・1名
- ⑨会計・・・・・・・・1名
- ⑩会計補佐・・・・・・・・1名
- ⑪執行委員・・・・・・・・10名程度
- ⑫委員・・・・・・・・各加盟団体より1名

**【監事】**

- ⑬監事・・・・・・・・2名

第9条 本連盟には、業務の遂行のために次の部会と特別委員会を置く。

**【部会】**

- ①総務部会
- ②財務部会
- ③競技・審判部会
- ④広報部会
- ⑤渉外部会
- ⑥その他

**【特別委員会】**

- ⑦競技委員会
- ⑧規律委員会

第10条 会長は、執行委員会において推薦し、本連盟を代表して会務を統括する。

第11条 副会長は、執行委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 監事は、本連盟の業務及び会計の状況の監査の任にあたる。監査の上、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。報告に際して、総会を召集することができる。

第13条 執行役員は、執行委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。執行役員は、本連盟の事務を遂行する。

第14条 学生役員は、当番校から選出する。当番校とは、当該年度の秋季リーグ戦後の入替戦の結果により、1・2部校となった大学をいう。また、執行委員会から当番校以外の学生役員の推薦があった場合、会長がこれを委嘱することができる。

第15条 委員長は、執行委員会において学生役員より推薦し、本連盟の会務を代表して遂行する。又、委員長は、本連盟の代表として全日本学生バドミントン連盟の常任委員となる。

第16条 副委員長は、執行委員会において学生役員より推薦し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第17条 書記は、執行委員会において学生役員より推薦し、委員長を補佐し、本連盟の書記の任にあたる。

第18条 会計は、執行委員会において学生役員より推薦し、本連盟の会計の任にあたる。

第19条 執行委員は、本連盟の事務を遂行する。

第20条 委員は、各加盟団体より1名選出し、各々その任にあたる。

第21条 委員長、副委員長、書記、会計、執行委員、の選出された加盟大学は、直ちに委員の欠員を補充する。

第22条 役員の任期は1年とし、毎年主催する行事の終了後に改選する。但し、再任は妨げない。

第23条 第14条の全日本学生バドミントン連盟の常任委員を除く全日本学生バドミントン連盟の常任委員は第8条⑤・⑥・⑦・⑧の役員の中から選出する。

第24条 本連盟に、顧問・参与を若干名置くことができる。顧問・参与は、総会の議決を経て会長が委嘱する。顧問・参与は、本連盟の運営に関する重要な事項について、会長及び執行委員会の相談等に応ずる。

## 第5章 会議

第25条 本連盟には次の会議を持つ。

1. 会長、副会長、執行役員、委員長、副委員長、書記、会計、執行委員、会計監事で構成される執行委員会
2. 第8条の全役員で構成される総会

第26条 執行委員会は、本連盟の事業運営に当り、会長及び委員長がこれを召集する。

第27条 総会は、年3回開き、臨時総会は執行委員会の要請あるいは、委員の3分の1以上の要請があれば開かねばならない。

第28条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、本連盟の役員全員でもって組織し、会長がこれを召集し、次の事項について審議し、これを議決する。

1. 事業並びに収支決算報告
2. 予算編成並びに事業計画
3. 役員選出
4. 規約の改正・変更
5. その他

第29条 総会は、本連盟の役員全員の2分の1以上の出席によって成立し、総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。また、総会における委員の代理はこれを認める。やむを得ない事情の場合は、委任状を認める。なお、執行委員会及びその他の会議の議決も総会の場合に準ずるものとする。

## 第6章 行事

第30条 本連盟は第6条の目的を達成するために次の行事を行う。

1. 関西学生春季・秋季リーグ戦

2. 関西学生選手権大会
3. 関西学生新人戦大会
4. その他本連盟の目的達成に必要な行事

## 第 7 章 登録

第 3 1 条 各加盟団体は、本連盟が指定した期日までに大学・個人登録名簿を作成し、本連盟指定先に提出しなければならない。なお、大学・個人登録名簿は本連盟の指定した様式にて作成されなければならない。

第 3 2 条 登録は第 2 9 条に準ずる試合に参加する為に必ず行われなければならない。

第 3 3 条 加盟団体単位については第 7 条に準ずる。

1. 登録年数は、加盟校に入学した入学年度から継続した 4 年間(短大は 2 年、医学部、薬学部等は 6 年)とする。
2. 但し、一旦大学を中退し同大学へ再入学又は、他大学へ編入した場合は、執行委員会・常任委員会・総会において当該登録選手を調査審議の上、これを決定する。
3. 外国籍部員等の登録については、全日本学生連盟の「外国籍部員等の登録及び競技参加資格に関する規定」に準ずる。
4. 登録後変動のある場合は、加盟団体はその旨を速やかに本連盟に届けなければならない。

第 3 4 条 次の各項に該当する者は、本連盟主催の競技に出場することが出来ない。

1. 本連盟登録選手にして、一旦大学及び短大を卒業した者。但し短大より上級学校へ編入する者に限り卒業として取り扱わない。(残り年数は、2 年とする)
2. いかなる理由によらず停学謹慎中の者。
3. 聴講生、研究生、通信生、大学院生、インターン。

## 第 8 章 経費及び会計

第 3 5 条 本連盟の経費は個人登録費、運営費、補助金、その他正当な収入をもって支弁する。

第 3 6 条 本連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、1 2 月 3 1 日をもって終了する。

第 3 7 条 本連盟に新しく加盟する大学は加盟願いを出し、総会の承認を得たときは 1 加盟団体につき当該年度の加盟費を納入しなければならない。

第 3 8 条 個人登録費は、1 人につき当該年度の登録費を納入しなければならない。

第 3 9 条 運営費は、1 加盟団体につき当該年度の運営費を納入しなければならない。

## 第 9 章 賞罰

第40条 本連盟のため特に顕著な貢献をした者は、執行委員会の推薦により会長がこれを表彰する。

第41条 次の行為をなした、本連盟に加盟した者、または大学の加盟団体は、規律委員会の審議・決定により、あるいは総会の決定をもって、除名、出場停止、その他の処罰を受けるものとする。なお、詳細については別に定める。

- ①学生としての本分に反した者、または大学の加盟団体。なお、当該大学により先行して調査・処分がなされた場合、当該大学の部長はその経過と結果を連盟に報告する。
- ②本連盟に対する支払金を滞納した者、または滞納した大学の加盟団体
- ③本連盟が主催する大会において、表彰式を無断で欠席した者、または大学の加盟団体
- ④本連盟が指示し、指定する登録期日を超過した者、または大学の加盟団体
- ⑤総会を無断欠席した大学の加盟団体
- ⑥その他、上記に準ずる行為をなし、規律委員会、または総会が処罰の必要性を認めた者、または大学の加盟団体

## 第10章 規約改定

第42条 規約改定は、執行委員会において審議のうえ、改定案を総会に提案し、総会においてこれを決定する。

## 第11章 付則

第43条 本連盟加盟団体にして脱退せんとするときは、会長宛脱退届を提出しなければならない。

第44条 休部を希望する加盟団体は1年に限り認める。但し、運営費の半額は納入しなければならない。

第45条 本規約遂行にあたり、その他重要事項は細則にてこれを定める。

1950（昭和25）年11月12日制定  
1981（昭和56）年 3月21日改定  
1982（昭和57）年 9月15日改定  
1988（昭和63）年 3月15日改定  
1992（平成 4）年 7月29日改定  
1994（平成 6）年 3月31日改定  
2011（平成23）年 3月28日改定  
2015（平成27）年 3月 8日改定  
2016（平成28）年 2月13日改定

2016（平成28）年 7月17日改定

2019（令和 元）年12月22日改定